

○ 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

令和元年10月7日付け交企甲達第107号、
交指甲達第70号、交規甲達第45号、
運免甲達第20号
石川県警察本部長から部課署長あて

本年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和元年政令第107号）により、本年12月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第6号）、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第7号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和元年国家公安委員会告示第36号）が本年9月19日に公布され、一部の規定を除き本年12月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備、歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備、運転経歴証明書の交付要件等の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）
「法」 : 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）
「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）
「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「改正規則」 : 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）
「型式規則」 : 改正規則による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）

1 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

(1) 趣旨

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション装置等の画面を注視したりする行為（以下「携帯電話使用等」という。）に起因する交通事故は増加傾向にあり、全国では平成30年中が2,790件で5年前(平成25年)の2,038件から約1.4倍に増加している。

このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げることとしたものである。

(2) 内容

ア 運転中の携帯電話使用等に関する罰則の引上げ等

- (ア) 道路における交通の危険を生じさせた場合の携帯電話使用等（以下「携帯電話使用等（交通の危険）」という。）の罰則を、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金から1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引き上げることとした（法第71条第5号の5及び第117条の4第1号の2）。

(イ) 無線通話装置を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（以下「携帯電話使用等（保持）」という。）の罰則を、5万円以下の罰金から6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引き上げることとした（法第71条第5号の5及び第118条第1項第3号の2）。

(ウ) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の限度額を、大型自動車等については1万円から5万円、普通自動車等については8千円から4万円、小型特殊自動車等については6千円から3万円に引き上げ、携帯電話使用等（交通の危険）については、非反則行為とすることとした（法別表第2）。

(エ) 免許の効力の仮停止の対象行為の追加

携帯電話使用等（交通の危険）の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、免許の効力の仮停止の対象とすることとした（法第103条の2第1項第2号）。

イ 携帯電話使用等に係る基礎点数及び反則金の額の引上げ

(ア) 携帯電話使用等（交通の危険）の基礎点数については2点から6点、携帯電話使用等（保持）の基礎点数については1点から3点（これらの加重類型である酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（交通の危険）については14点から16点、酒気帯び（0.25未満）携帯電話使用等（保持）については14点から15点）にそれぞれ引き上げることとした（令別表第2）。

(イ) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の額を引き上げ、大型車については7千円から2万5千円、普通車については6千円から1万8千円、二輪車については6千円から1万5千円、原付車については5千円から1万2千円にそれぞれ引き上げることとした（令別表第6）。

(3) 留意事項

携帯電話使用等の根絶を図るため、関係機関・団体と連携して、改正法の内容について周知徹底するとともに、携帯電話使用等を含めた悪質・危険運転の根絶に向け、一層の広報啓発活動及び適切な指導取締りを推進すること。

2 歩行補助車等及び軽車両に係る規定の整備

(1) 歩行補助車等に係る規定の整備

ア 小児用の車の歩行補助車等への追加

(ア) 趣旨

現在でも、乳母車等の小児用の車を通行させる者は歩行者とされているが、近年、原動機を用いる乳母車等が開発されていることから、小児用の車を歩行補助車等を含めることで、法上の取扱いを明

確化することとした。

(イ) 内容

小児用の車は、歩行補助車等に該当することとした（法第2条第1項第9号及び令第1条第1号）。

イ 原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準の引上げ

(ア) 趣旨

今後、高さが従来の基準を超過している乳母車が開発されているところ、高さの基準について原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準とされている高さまで引き上げたとしても、交通の安全と円滑を阻害するおそれはないと考えられることから、原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準を引き上げることとした。

(イ) 内容

原動機を用いる歩行補助車等の車体の高さの基準を109センチメートルから120センチメートルに引き上げることとした（府令第1条第1項第1号ハ）。

ウ 警察署長の確認を受けた電動乳母車等に対する車体の大きさの基準の適用除外

(ア) 趣旨

近年、6人の幼児を乗せることのできる大型の電動乳母車が開発されているところ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる」こととされたことを踏まえ、当該電動乳母車の基準を定めることとした。

(イ) 内容

原動機を用いる大型の電動乳母車のうち警察署長の確認を受けた方法で通行させるものについては、車体の大きさの基準の例外とすることとした（府令第1条第2項第1号）。

エ 歩きながら用いるための車の歩行補助車等への追加

(ア) 趣旨

現在、事業者において、従来から販売されている駆動補助機を備えた普通自転車に新たな機能を追加し、軽い力で押して歩くことができるよう、押して歩く際に原動機が作動する車の開発が進められているところ、このような車を通行させている者については、実質的には普通自転車を押して歩く者と同視することができることから、車体の大きさ及び構造が一定の基準を満たす車について、歩行補助

車等とすることとした。

(イ) 内容

車体について以下の基準に該当する車を歩行補助車等に加えるとともに、原動機を用いるものにあつては、原動機を用いる歩行補助車等の車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号）を適用しないこととした（令第1条第2号並びに府令第1条第2項第2号、第3項及び第4項）。

a 長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えない大きさであること。

b 法第63条の3に規定する普通自転車の乗車装置(幼児用座席を除く。)を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができない構造であること。

(2) 軽車両に係る規定の整備

ア 趣旨

近年、原動機を用いる手押し式の運搬車が開発されており、こうした車のうち他の交通に及ぼす危険の程度が低いものについては、軽車両として取り扱うこととしても差し支えないと考えられることを踏まえ、車体の大きさ及び構造が一定の基準を満たすものについては軽車両として取り扱うことを法上明確化することとした。

イ 内容

(ア) 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案して自転車等に準ずるものとして内閣府令で定めるものを軽車両とすることとした（法第2条第1項第11号ロ）。

(イ) 原動機を用いる軽車両の基準について、

a 車体の大きさが長さ4.00メートル、幅2.00メートル及び高さ3.00メートルを超えないこと。

b 車体の構造が次に掲げるものであること。

(a) 原動機として、電動機を用いること。

(b) 歩きながら運転するものであること。

(c) 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。のいずれにも該当するものであることとした（府令第1条の2の2）。

(ウ) 原動機を用いる軽車両の型式認定に関する規定の整備

原動機を用いる軽車両について、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、製作又は販売を業とする者が、基準に適合することについて国家公安委員会の認定を受けることができることとした（府令第39条の2の2）。

また、原動機を用いる軽車両の型式認定の手続に関する規定を整備することとした（型式規則第1条、第2条、第10条、第12条、第13条、第16条、別記様式第1及び別記様式第2）。

(3) 留意事項

原動機を用いる歩行補助車等及び軽車両の取扱いについて、警察職員に対する教養を徹底するとともに、これらの車の利用者に対して、交通安全教育等を通じ、変更後の通行ルールの周知に努めること。

3 運転免許証等の再交付申請に関する規定の見直し

(1) 趣旨

現行規定上、免許を受けた者が運転免許証（以下「免許証」という。）の再交付を受けることができるのは、亡失等の場合のみに限られているところ、例えば、氏名等の身分事項を変更した事実を他人に察知されたくないことを理由に、免許証の記載事項の変更ではなく免許証の再交付を求める要望が寄せられている。

こうした要望を踏まえ、亡失等の場合に限らず、申請者からの求めに応じ、免許証の再交付を認めることとした。

(2) 内容

ア 免許証の再交付を申請できる要件として、住所、氏名等の免許証の記載事項に変更を生じた者が、記載事項変更の届出をしたとき及びその他内閣府令で定めるときを定めた（法第94条第2項）。

イ 免許証の再交付を申請できる要件として、免許証に表示されている写真を変更するとき等を定めた（府令第21条）。

ウ 前記ア及びイに伴い、運転経歴証明書の再交付申請の要件に関して、所要の改正を行った（府令第30条の13）。

(3) 留意事項

運転免許証及び運転経歴証明書の再交付要件が緩和されたことに伴い、免許に関係する業務を担当する職員に対する教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を実施すること。

4 運転経歴証明書の交付に係る規定の整備

(1) 免許証の更新を受けずに運転免許の効力を失った者に対する運転経歴証明書の交付に係る規定の整備

ア 趣旨

運転経歴証明書については、申請による免許の取消しを受けた者（以下「自主返納者」という。）のみがその交付を申請できるとされていたところ、免許証の更新を受けずに免許の効力を失った者（以下「免許が失効した者」という。）の中にも自主返納者と同様に、加齢に伴う身体機能の低下等を自覚し、自らの判断で道路交通の場から離

脱する意思を有する者が相当数存在すると考えられることから、免許が失効した者についても、運転経歴証明書の交付申請を行うことを可能とすることとした。

イ 内容

免許が失効した者についても、運転経歴証明書の交付申請を行うことを可能とすることとした（法第105条第2項）。

(2) 運転経歴証明書の交付に係る申請先の見直し

ア 趣旨

運転経歴証明書の交付の申請については、自主返納者が、取消しを行った公安委員会に対して行うこととされていたところ、他の都道府県に住所地を移転した後に運転経歴証明書の交付を申請する場合、著しい不便を生じさせ、申請自体を断念するときもあると考えられることから、運転経歴証明書の交付に係る申請先を、申請者の住所地を管轄する公安委員会とすることとした。

イ 内容

運転経歴証明書の交付に係る申請先を「その者の住所地を管轄する公安委員会」と改めた（法第104条の4第5項）。

(3) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付申請を認めないものに関する規定の整備

ア 趣旨

今回の改正では、免許が失効した者についても運転経歴証明書の交付申請を認めることとしたところ、免許が失効した者であっても、免許が失効する前に当該免許が取消し等の基準に該当している者については、自主返納者と同様に、加齢に伴う身体機能の低下等を自覚し、自らの判断で道路交通の場から離脱する意思を有する者とは言えないことから、運転経歴証明書の交付申請を認めないこととした。

イ 内容

免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付申請を認めないものとして、失効した免許に係る免許証の有効期間が満了する日において免許の取消し等の基準に該当する者等を定めた（法第105条第2項及び令第39条の2の5）。

(4) 免許が失効した者による運転経歴証明書の交付申請可能期間等に関する規定の整備

ア 趣旨

自主返納者に対する運転経歴証明書の交付については、申請により免許が取り消されてから5年以内で、かつ、現に有する免許がない者に対して行うこととされていることから、免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付についても同様に、免許が失効してから5年以

内で、かつ、現に有する免許がない者に対して行うこととした。

イ 内容

免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、運転経歴証明書の交付を申請した日前5年以内に免許が失効し、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うことを定めた（令第39条の2の5第2項）。

また、運転者管理システム（以下「システム」という。）における免許データの保存期間を踏まえ、免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、改正令の施行の日から令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以後に免許が失効し、かつ、現に有する免許がない者に対して行う旨の経過措置を設けた（改正令附則第2項）。

- (5) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものを特定失効者から除く規定の整備

ア 趣旨

現行規定上、自主返納者は、その後に再度免許を受けようとする場合、運転免許試験の一部免除を受けることができない。この点、免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものについては、自らの意思で道路交通の場から離脱する意思を公安委員会に対して表明する者として、自主返納者と同様に評価することができることから、免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものが、その後に免許を受けようとする場合には、自主返納者と同様に、運転免許試験の免除を認めるべきではないと考えられる。そこで、免許が失効した者のうち、運転経歴証明書の交付を受けたものについては、特定失効者から除くこととした。

イ 内容

免許が失効した者のうち運転経歴証明書の交付を受けたものを、特定失効者から除くこととした（令第34条の3第2項第5号）。

- (6) 留意事項

免許が失効した者に対し運転経歴証明書の交付申請を認める規定の整備に伴い、運転経歴証明書に係る業務を担当する職員に対し、適切な業務の実施に向けた教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞った教養を実施すること。

5 その他

- (1) 外国運転免許証により運転することができる国等の見直し

ア 趣旨

我が国において外国運転免許証により運転することができる国又は地域については、その要件として、ジュネーブ条約に基づく国際運転

免許証を発給していない国又は地域であることが規定されている。

スロベニア共和国については、当初、ジュネーブ条約に加盟しておらず、同条約に基づく国際運転免許証を発給しないとしていたことから政令で定める国等（以下「政令国等」という。）に加えていたが、平成30年5月から、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証の発給を開始したため、同月以後は、当該要件を満たしていないことから、スロベニア共和国を政令国等から除外することとし、外国運転免許証により運転することができる国等に該当しない旨を明示することとした。

イ 内容

政令国等からスロベニア共和国を除外することとした（令第39条の4）。

ウ 留意事項

スロベニア共和国の運転免許証の取扱いにつき、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないよう、職員に対する教養を徹底すること。

(2) 免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由等に関する規定の整備

ア 趣旨

改正法による改正前の道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の1及び2並びに備考四の委任を受けた改正法による改正前の道路交通法施行令第33条の6の2各号は、免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由を規定していたところ、当該理由は免許保有者側の事情であり、運転免許関係事務を行う公安委員会側の事情によるものは規定されていなかった。

しかしながら、システムの障害等の公安委員会側の事情によって免許証の更新を受けることができなかつた者についても、現行規定上のやむを得ない理由がある者と同様に、失効した免許を受けていた期間及び次の免許を受けていた期間が継続しているものとみなすことが適当と考えられる。そこで、免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由として、公安委員会側の事情を追加することとした。

イ 内容

免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由として、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたことを追加することとした（令第33条の6の2第6号）。

これに伴い、免許の再取得に際しての運転免許試験の一部免除の対象となる、運転免許試験を受けることができなかつたやむを得ない理由についても、同様の規定を置くこととした（令第34条の3第3項）。

ウ 留意事項

免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由に公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたことを追加したことに伴い、免許に係る業務を担当する職員に対し、適切な業務の実施に向けた教養を徹底すること。また、問合せを受けることが予想される他部門の職員に対しても、ポイントを絞つた教養を実施すること。

(3) 手数料の額の引下げに関する規定の整備

ア 公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかつた者が、免許の再取得のため運転免許試験を受ける場合における、運転免許試験手数料及び免許証交付手数料の標準に関する規定の整備

(ア) 趣旨

免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由のうち、公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかつた者が、免許の再取得のため運転免許試験を受ける場合、公安委員会において当該事情の有無を容易かつ迅速に判断することが可能であり、その事務量は免許証の更新と同程度に減少する。

そこで、公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかつた者が運転免許試験を受ける場合の手数料については、運転免許試験手数料のうち人件費並びに物件費及び施設費を減額し、免許証交付手数料のうち物件費及び施設費を減額することとした。

(イ) 内容

公安委員会がやむを得ないと認める事情により免許証の更新を受けることができなかつた者が運転免許試験を受ける場合の手数料については、運転免許試験手数料のうち人件費(1,400円)を1,000円減額した400円、物件費及び施設費(500円)を100円減額した400円、免許証交付手数料の物件費及び施設費(1,150円)を350円減額した800円と定めた(令第43条第1項)。

イ 免許証再交付手数料の見直し

(ア) 趣旨

前記3(2)のとおり、免許証の再交付を申請することができる要件が緩和されたことを受けて、亡失等以外の、事実確認が比較的容易な理由に基づく免許証の再交付を申請する者が増加することが見込まれ、一件当たりの事実確認に要する時間が短縮することから、免許証の再交付要件の事実確認に要する人件費に相当する額を減額することとした。

(イ) 内容

免許証再交付手数料に含まれる人件費（2,350円）のうち1,250円を減額した1,100円とする規定を定めた（令第43条第1項）。

(4) 大型自動二輪車に関する規定の整備

ア 大型自動二輪車に係る自動車の区分の見直し

(ア) 趣旨

現在、電動自動二輪車は、定格出力により大型自動二輪車と普通自動二輪車が区別されておらず、定格出力が0.60キロワットを超える電動自動二輪車は全て普通自動二輪車として区分されている。

今後、大型の電動自動二輪車が流通することが見込まれること等を踏まえ、普通自動二輪車と大型自動二輪車を定格出力により区分することとし、大型の電動自動二輪車を運転しようとする者についても、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けなければならないこととした。

(イ) 内容

定格出力が20.00キロワットを超える電動自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）を大型自動二輪車に区分することとした（府令第2条）。

(ウ) 留意事項

改正府令の施行日前に普通自動二輪車免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者については、施行日から起算して1年を経過する日までの間、引き続き運転することができるほか、電動大型自動二輪車で運転免許試験を受けられることとするなど、所要の経過措置を定めた（改正府令附則第2項から第7項まで）。

イ A T限定大型二輪免許に関する規定の見直し

(ア) 趣旨

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（以下「A T大型二輪車」という。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「A T限定大型二輪免許」という。）については、A T限定大型二輪免許制度の導入当時は総排気量0.650リットルを超えるA T大型二輪車が国内で流通していなかったことから、A T限定大型二輪免許で運転できるA T大型二輪車を総排気量0.650リットル以下に限定していたところ、現在、総排気量0.700リットル以上のA T大型二輪車が流通していることなどを踏まえ、A T限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないこととした。

(イ) 内容

A T 限定大型二輪免許の試験車両の要件を、大型二輪免許と同様に総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とし、A T 限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないことを定めた（府令第24条第6項）。

(ウ) 留意事項

現にA T 限定大型二輪免許に付されている総排気量の限定については、これをないものとみなすことを定めた（改正府令附則第8項）。

また、当分の間、A T 限定大型二輪免許に係る試験車両については従来の総排気量0.600リットル以上のものを使用できることを定めた（改正府令附則第9項）。

6 施行期日

(1) 5 (1) 以外は令和元年12月1日から施行する。

(2) 5 (1) は公布の日から施行する。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手續等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第6号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第7号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和元年国家公安委員会告示第36号）の官報の写し及び新旧対照条文

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に、「小児用の車」を加え、同項第十号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものという。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第一項第十一号の二中「車いす」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第三項第一号中「車いす」を「車椅子又は」に改め、「又は小児用の車」を削る。

第五十七条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条の付記中「第二百二十条第一項第十号の二」を「第二百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十一条第五号の五中「限る。第二百二十条第一項第十一号」を「限る。第一百八十八条第一項第三号の二に、「行うものを除く。第二百二十条第一項第十一号」を「行うものを除く。同号」に、「あるものを除く。第二百二十条第一項第十一号」を「あるものを除く。第一百八十八条第一項第三号の二」に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第二百二十条第一項第十一号」を「第一百八十八条第一項第一号の二、第一百八十八条第一項第三号の二」に改める。

第九十二条の二第二項の表の備考一の1及び2中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改め、同表の備考二及び三中「同表」を「この表」に改め、同表の備考四中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第九十四条第二項中「破損し、又は」を「破損したとき」に、「き損した」を「毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定める」に改める。

第九十七条の二第二項第三号及び第四号中「第一百五十五条」を「第一百五十五条第一項」に改める。第九十三条の二第二項第二号中「若しくは第七号」の下に、「、第一百七十七条の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第二百四十四条の四第五項中「当該取消しを行った」を「その者の住所を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第六号」を加える。

第二百五十五条に次の一項を加える。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。第六十六条中「通知をし」の下に、「、第二百四十四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により運転経歴証明書を交付し」を加える。

第六十二条第一項中「第二百四十四条の四第六項」の下に「(第一百五十五条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百七十七条の四第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第七十一条(運転者の遵守事項) 第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第一百八十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第七十一条(運転者の遵守事項) 第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第一百七十七条の四第一号の二に該当する者を除く。)

第一百八十八条第二項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第一百九条第一項第二号の二中「、第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第二百二十条第一項第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「、第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第二百二十三条中「第一百八十八条第一項第二号」の下に「、第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

別表第二中 第十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千元
小型特殊自動車等	一万円

を

第一百八十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為

第一百九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為

大型自動車等	五万円
普通自動車等	四万円
小型特殊自動車等	三万円
大型自動車等	二万円
普通自動車等	一万五千元
小型特殊自動車等	一万円

に、「から第十一号まで」

を「第十一号」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三條の二」を「第六十三條の二の二」に改める。

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項

第二十号に規定する自動運行装置をいう。

第二条第一項第十七号中「こと」の下に「自動運行装置を使用する場合を含む。」を加える。

第五十一条第二十一項中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第六十二条中「道路運送車両法」を「同法」に改め、「次条第一項」の下に「及び第七十一条

の四の二第二項第一号」を加える。

第六十三条第一項中「書類」の下に「及び作動状態記録装置（道路運送車両法第四十一条第二項

に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三條の二の二におい

て同じ。）により記録された記録」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当該措置を求めることができる。

第六十三条第四項中「はりつけなければ」を「貼り付けなければ」に改め、同条第七項中「はり

付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条の付記中「第一項に」を「第一項前段に」に改め

る。

第三章第十二節中第六十三條の二の次に次の一条を加える。

（作動状態記録装置による記録等）

第六十三條の二の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転

者は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により道路運送車両法第四十一条

第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、

又は運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内

閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

（罰則 第百十九條第一項第七号の二、第百二十三條）

第七十一条の四の次に次の一条を加える。

（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用

条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満

たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規定は、適用しない。

一 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。

三 当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。

（罰則 第一項については第百十九條第一項第九号の三、同条第二項）

第百十九條第一項第六号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第六十三條の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者

第百十九條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項

の規定に違反した者

第百十九條第二項中「第九号」の下に「第九号の三」を加える。

第百二十三條中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。

別表第二中「第九号、第九号の二」を「第七号の二、第九号から第九号の三まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（免許の効力の仮停止等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において「新法」という。）第百三条の二第二項（新法第百七条の五第十項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（運転経歴証明書の交付に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第百

四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

（反則行為に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、

なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条及び附則第七条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則

に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第七号」の下に、「第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「附して」を「付して」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の項中「第百四条の四第六項」の下に「(第百五条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
国土交通大臣 石井 啓一

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百七号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号の規定に基

づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号、第九十条第一項ただし書及び第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号、第一百条の二第一項本文及び第四号並びに第一百条の二、同法第百五条第二項において準用する同法第百四条の四第五項及び第六項並びに同法第百七条の二、第百十二条第一項、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歩行補助車及びショッピング・カート（これらの車で）」を「次に掲げるもの（二）に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート

二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）
イ 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

ロ 車体の構造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当すること。
第三十三条の六の二に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

第三十三条の七第一項第三号中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。

第三十四条の三第二項に次の一号を加える。

五 法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者

第三十四条の三第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十九条の二の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「運転経歴証明書の交付」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二の五 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第三項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当している者
二 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当している者

三 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて法第百条の二第一項の基準該当当初運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者
2 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。

第三十九条の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項中

五百円	千四百円
五百円	千四百円

五百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）
---	--

に改め、同表免許証交付手数料の項中「千五百円」

の下に「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者であつて、法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円」を加え、同表免許証再交付手数料の項中「二千三百五十円」を「千五百円」に改める。

別表第二の一の表中「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（交通の危険）」を、「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（保持）」を加え、「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、「携帯電話使用等（交通の危険）」及び「携帯電話使用等（保持）」を削り、別表第二の備考の二の6中「16」を「17」に改め、同表の備考の二の7中「17、19又は20」を「18又は20から22まで」に改め、同表の備考の二の8中「22から44まで、46から60まで又は62」を「24から46まで、48から61まで又は63」に改め、同表の備考の二の103を削り、102を103とし、98から101までを99から102までとし、同表の備考の二の97中「48」を「50」に改め、同表の備考の二の97を98とし、92から96までを93から97までとし、同表の備考の二の91中「46」を「48」に改め、同表の備考の二の91を92とし、83から90までを84から91までとし、同表の備考の二の82中「45」を「47」に改め、同表の備考の二の82を83とし、72から81までを73から82までとし、同表の備考の二の71中「32」を「34」に改め、同表の備考の二の71を72とし、54から70までを55から71までとし、53を削り、52を54とし、48から51までを50から53までとし、同表の備考の二の47中「19」を「20」に改め、同表の備考の二の47を49とし、46を48とし、45を47とし、同表の備考の二の44中「18」を「19」に改め、同表の備考の二の44を46とし、37から43までを39から45までとし、同表の備考の二の36中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の備考の二の36を38とし、21から35までを23から37までとし、20を21とし、その次に次のように加える。

22 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15に規定する場合を除く。）をいう。

別表第二の備考の二の19を20とし、15から18までを16から19までとし、14の次に次のように加える。

15 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

別表第六の六の項中「速度超過（二十五以上三十未満）」の下に「又は携帯電話使用等（保持）」を加え、同表の十二の項中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の十六の項中、「携帯電話使用等（交通の危険）」を削り、同表の十八の項中、「携帯電話使用等（保持）」を削り、同表の備考の二の7中「別表第二の備考の二の18」を「別表第二の備考の二の19」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の45」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の44」を「別表第二の備考の二の46」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の82」を「別表第二の備考の二の83」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第三十九条の四の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路交通法施行令第三十九条の二の五第二項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項の規定による申請をした日前五年内」と、「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」とあるのは「平成二十八年四月一日以後」とする。

3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

○内閣府令第三十一号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号ロ、第三条、第九十四条第二項及び第三項、第九十七条第四項、第百四条の四第七項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む）、第百六条、第百十四条の六並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条各号列記以外の部分並びに同条第二号イ及びロの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分として移動し、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(歩行補助車等の基準)</p> <p>第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。）<u>第一条各号列記以外の部分の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 高さ 百二十センチメートル</p> <p>二 「略」</p> <p>2 前項第一号の規定は、次に掲げる車については、適用しない。</p> <p>一 特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。）で、当該方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつきその通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が同一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）の確認を受けたもの</p> <p>二 令第一条第二号に掲げる車</p> <p>3 令第一条第二号イの内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えないこととする。</p> <p>一 長さ 百九十七センチメートル</p> <p>二 幅 六十七センチメートル</p> <p>4 令第一条第二号ロの内閣府令で定める基準は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第六十三条の三に規定する普通自転車の乗車装置（幼児用座席を除く。）を使用することができないようにした車その他の車であつて、通行させる者が乗車することができないものであることとする。</p> <p>(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>(原動機を用いる軽車両)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十一号ロの内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 四・〇〇メートル</p> <p>ロ 幅 二・〇〇メートル</p> <p>ハ 高さ 三・〇〇メートル</p>	<p>(原動機を用いる歩行補助車等の基準)</p> <p>第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。）<u>第一条の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 高さ 百九センチメートル</p> <p>二 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</u></p> <p>「条を加える。」</p>

- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- イ 原動機として、電動機を用いること。
- ロ 歩きながら運転するものであること。
- ハ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

(自動車の種類)

第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大
きさ(以下この条において「車体の大きさ等」という。)は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
[略]	
大型自動二輪車	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇 〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車(側車付きの ものを含む。)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
[略]	
備考 [略]	

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による公安委員会の表示は、別
記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板
の下部(信号機に背面板が設けられていない場合は、信号機の灯器の下方)又は道路
の左側の路端に近接した当該道路上の位置(歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の
左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置)に設けて行なうものと
する。

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ
当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示)しなければ
ならない。

〔一〕四 略

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であ
つて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月以内に運
転免許試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理
由を証するに足りる書類

〔六・七 略

2 [略]

(免許証の再交付の申請)
第二十一条 [1] 法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当
するときとする。

- 一 法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。
- 二 免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する
変更に係る事項の記載を受けているとき。
- 三 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

(自動車の種類)
第二条 [同上]

自動車の種類	車体の大きさ等
[同上]	
大型自動二輪車	総排気量〇・四〇〇リットルを超える内燃機関を原動機とする二 輪の自動車(側車付きのものを含む。)で、大型特殊自動車及び小 型特殊自動車以外のもの
[同上]	
備考 [同上]	

(交差点における左折の表示)

第三条 令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による都道府県公安委員会(以
下「公安委員会」という。)の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前
方から見やすいように、信号機の背面板の下部(信号機に背面板が設けられていない場合に
あつては、信号機の灯器の下方)又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置(歩道と車
道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した
当該歩道上の位置)に設けて行なうものとする。

第十八条 [同上]

〔一〕四 同上

五 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)であ
つて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月以内に運転免許
試験(以下「免許試験」という。)を受けることができなかつたもの やむを得ない理由を証
するに足りる書類

〔六・七 同上

2 [同上]

(免許証の再交付の申請の手続)
第二十一条 [項を加える。]

3 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真（都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類）を添付しなければならない。
 [一～三 略]

第二十四条 [1～5 略]

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
[略]	[略]
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車

[7・8 略]

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

第三十条の十 法第一百四条の四第五項（法第一百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

[2・3 略]

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 [略]

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

[三・四 略]

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

[2～4 略]

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。
 [一～三 同上]

第二十四条 [1～5 同上]

6 [同上]

免許の種類	自動車の種類
[同上]	[同上]
大型二輪免許	総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができるとして大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限り。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という。）にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの）

[7・8 同上]

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

第三十条の十 法第一百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

[2・3 同上]

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 [同上]

一 [同上]

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

[三・四 同上]

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第一百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴

[2～4 同上]

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

- 一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。
- 二 前条第一項の規定による届出をしたとき。
- 三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
- 四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真(都道府県公安委員会規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる書類)を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 略〕

第三十一条の三 法第百六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事 項
〔略〕	<p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 通知をした年月日</p>
〔略〕	<p>一 運転経歴証明書の交付を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 運転経歴証明書の交付を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>三 運転経歴証明書の交付年月日</p>

(教習の時間及び方法)

第三十三条 〔1〕4 略

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるところとする。

- 一 技能教習については、次のとおりとする。

〔イラスト 略〕

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

〔各号を加える。〕

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

第三十一条の三 〔同上〕

報告する場合	事 項
〔同上〕	<p>一 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別(免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別)</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 通知をした年月日</p>
〔同上〕	<p>〔項を加える。〕</p>

〔同上〕

第三十三条 〔1〕4 同上

5 〔同上〕

- 一 〔同上〕

〔イラスト 同上〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

6 「リム 略」
二 「略」

第三十九条の二 「略」

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条第一項に定める基準（令第一条第二号に掲げる歩行補助車等で原動機を用いるものにあつては、第一条第一項第二号、第三項及び第四項に定める基準）に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

〔3〕8 略

第三十九条の二の二 「原動機を用いる軽車両の型式認定」

販賣する原動機を用いる軽車両の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は

2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「軽車両」と読み替えるものとする。

（人の力を補うため原動機を用いる自転車等の型式認定）

第三十九条の三 「1・2 略」

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定）

第三十九条の四 原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

（型式認定の手続等）

第三十九条の八 前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

二 「リム 同上」
二 「同上」

6 「同上」
第三十九条の二 「同上」

2 前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

〔3〕8 同上

〔条を加える。〕

第三十九条の三 「1・2 同上」

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（人の力を補うため原動機を用いる自転車等の型式認定）

第三十九条の四 「1・2 同上」

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる車いすの型式認定」

第三十九条の四 原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2 前項の認定は、原動機を用いる車いすが第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車いす」と読み替えるものとする。

（型式認定の手続等）

第三十九条の八 前六条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

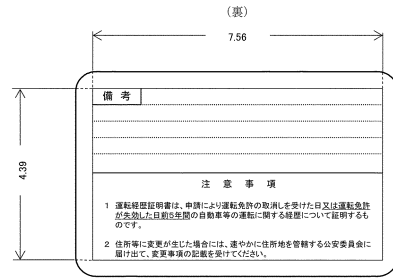
備考
表中「」の記載は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

[略]
備考 [1~11 略]
12 この表において、AT限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。
13 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
14 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
15 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 [略]



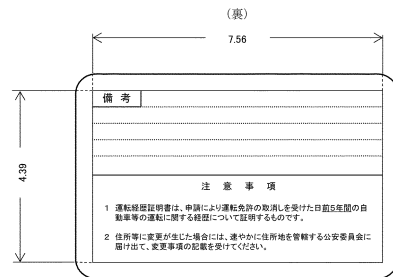
- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許又はその者の失効した免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

[同上]
備考 [1~11 同上]
[加える。]
12 この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
13 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 [同上]



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。
(大型自動二輪車等に関する経過措置)
- 2 この府令の施行の際現に普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)を受けており、かつ、定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車(以下「電動大型自動二輪車」という。)の運転に従事している者(この府令の施行の日(以下「施行日」という。)前に電動大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため電動大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。)に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日(その日以前に大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)を受けた者(附則第四項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。))については、その運転免許を受けた日)までの間は、電動大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。
- 3 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、この府令による改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」という。)第二十四条第六項の規定にかかわらず、道路交通法(以下「法」という。)第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験において電動大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定による運転免許試験に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときは、その者が運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定しなければならない。
い。
- 5 前項の規定による限定は、法の規定(罰則を含む。)の適用については、法第九十一条の規定による限定とみなす。
- 6 この府令の施行の際現に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している者で、法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第一項の規定により大型二輪免許を与えないこととされ、及び大型二輪免許の運転免許試験を受けることができないこととされているものは、これらの規定にかかわらず、附則第三項の規定による大型二輪免許の運転免許試験を受け、かつ、附則第四項の規定による限定が付された大型二輪免許を受けることができる。
- 7 附則第三項の規定により大型二輪免許の運転免許試験を受けようとする者は、この府令の施行の際現に電動大型自動二輪車の運転に従事している者に該当する者であることを証明する書類を新府令別記様式第十二の運転免許申請書に添付しなければならない。
- 8 この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転免許に付されている条件のうち、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構(以下「AT機構」という。)がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車(総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。)及び普通自動二輪車に限ることとするものは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車に限ることとするものとみなす。
- 9 当分の間、新府令第二十四条第六項の表大型二輪免許の項中「大型自動二輪車」とあるのは、「大型自動二輪車(運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車に限る大型二輪免許にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上のもの)」とする。
- 10 この府令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 11 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 12 この府令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。
(様式に関する経過措置)
- 13 運転免許証再交付申請書及び運転経歴証明書の様式については、新府令別記様式第十七及び別記様式第十九の三の十の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(変更等の届出)

第十二条 府令第三十九条の二第七項(府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

(認定の取消しの手続等)

第十三条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項(府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2

〔略〕

(電磁的記録媒体による手続)

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 〔略〕

二 製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類 府令第三十九条の二第四項(府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。

〔三〇十二 略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(変更等の届出)

第十二条 府令第三十九条の二第七項(府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

(認定の取消しの手続等)

第十三条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項(府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2

〔同上〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 〔同上〕

二 製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類 府令第三十九条の二第四項(府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項)において準用する場合を含む。

〔三〇十二 同上〕

2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名

二 提出年月日

別記様式第 2 (第 12 条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 原動機を用いる軽車両 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">型式認定変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 ㊟</p>	
製品 の 名 称	
型 式	
変更を必要とする事項及び理由	

- 備考 1 届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 (第 1 条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 原動機を用いる軽車両 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">型式認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 ㊟</p>	
製品 の 名 称	
型 式	
製作工場又は組立工場 の名称及び所在地	
備 考	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 (第 12 条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">型式認定変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 ㊟</p>	
製品 の 名 称	
型 式	
変更を必要とする事項及び理由	

- 備考 1 届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 (第 1 条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">型式認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 ㊟</p>	
製品 の 名 称	
型 式	
製作工場又は組立工場 の名称及び所在地	
備 考	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2
規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

1
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定（第九條第一項を「第十六條第一号」に改める部分に限る）、第十六條の改正規定（第三十九條の三第三項）を「第三十九條の二の二第三項、第三十九條の三第三項」に改める部分を除く。及び別記様式第五の改正規定（経過措置）

備考

表中「」の記載は注記である。

別記様式第 5（第16条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称等
住 所

道路交通法施行規則第39条の2第3項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の2第4項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第1項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第1項の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第2項
出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名すること。
- 2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 該当事項がない欄は、省略すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 5（第16条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称等
住 所

道路交通法施行規則第39条の2第3項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の2第4項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第1項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第1項の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第2項
出すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名すること。
- 2 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 該当事項がない欄は、省略すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

○ 国家公安委員会規則第六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第二条第一項関係） 八 道路交通法関係法令の規定</p>			
<p>〔略〕</p> <p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総 理府令第六十号）</p>	<p>第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九 条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三 十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三</p>		
<p>別表第一（第二条第一項関係） 八 道路交通法関係法令の規定</p>			
<p>〔同上〕</p> <p>道路交通法施行規則（昭和三十五年総 理府令第六十号）</p>	<p>第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九 条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九 条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十</p>		

国家公安委員長 武田 良太

備考 表中「」の記載は注記である。

[略]

十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項

[同上]

九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

○ 国家公安委員会規則第七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

国家公安委員長 武田 良太

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
2 [略]	<p>（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）</p> <p>第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の運転免許（以下「免許」という。）が法第一百五十一条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十九日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十九日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。</p>	<p>（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）</p> <p>第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の運転免許（以下「免許」という。）が法第一百五十一条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十九日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十九日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。</p>
備考 表中「」の記載は注記である。		

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

○**国家公安委員会告示第三十六号**
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
 令和元年九月十九日 国家公安委員長 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改 正 後	改 正 前
	<p>第2章 歩行者の心得 歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人 次の人の交通規則は、歩行者と同じです。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 <u>歩行補助車</u>、<u>小児用の車</u>（<u>乳母車</u>や<u>三輪車</u>など）や<u>ショッピング・カート</u>を通行させている人</p> <p>原動機を用いる歩行補助車、小児用の車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。 (1) 原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは120センチメートルをそれぞれ超えないこと。 〔2〕～〔5〕 略</p>	<p>第2章 歩行者の心得 〔同左〕</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人 〔同左〕</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>2 <u>歩行補助車</u>や<u>ショッピング・カート</u>を通行させている人</p> <p>原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。 (1) 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。 〔2〕～〔5〕 同左</p>

<p>3 歩きながら用いるための車（台車など）を通行させている人 歩きながら用いるための車は、次の基準（原動機を用いないものにあつては(1)の基準）を満たすものに限られます。</p> <p>(1) 長さは190センチメートル、幅は60センチメートルをそれぞれ超えないこと。 (2) 原動機として、電動機を用いること。 (3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。 (4) 鋭い突出部のないこと。 (5) 通行させている人が車から離れた場合には、原動機が停止すること。</p> <p>4 [略]</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得 自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第2節 安全な通行</p> <p>1 [略]</p> <p>2 走行上の注意 自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。</p> <p>[1]～(10) 略</p> <p>(11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。</p> <p>[12]～(19) 略</p> <p>[3・4 略]</p> <p>第5章 自動車の運転の方法 第1節 安全な発進</p> <p>1 [略]</p> <p>2 運転姿勢など [1]～(3) 略</p> <p>(4) 走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中はスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、スマートフォンなどの携帯電話などについては、運転する前に電源を切ったり、フライモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。</p> <p>[3～7 略]</p>	<p>3 乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人</p> <p>4 [同左]</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得 [同左]</p> <p>第2節 安全な通行</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 走行上の注意 [同左]</p> <p>[1]～(10) 同左</p> <p>[12]～(19) 同左</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>第5章 自動車の運転の方法 第1節 安全な発進</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 運転姿勢など [1]～(3) 同左</p> <p>(4) 走行中に携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中は携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、携帯電話などについては、運転する前に電源を切ったり、フライモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。</p> <p>[3～7 同左]</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

脚 照

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。